

## ＜ 業務改善助成金 ＞ ※中小企業のみ

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金をコースに応じて引上げ額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用（＝対象経費）の一部を助成

- ※ <> は生産性要件を満たした場合
- ※ ( ) は中小企業事業主以外
- ※ (-) は中小企業事業主のみ

内 容	助 成 額
共 通	取組の実施に要した経費の 4 / 5 < 9 / 1 0 > (-) 引き上げた額・人数に応じて上限が変化
25円コース	上限 25万円～80万円
30円コース	上限 30万円～100万円
60円コース	上限 60万円～230万円
90円コース	上限 90万円～450万円

パンフレット・申請様式・提出先 ..... 各リンク先ページへ

[交付要綱、各種様式、記入例](#)

[リーフレット](#) 【PDF 1,205 KB】

問い合わせ  
提出先

山形労働局 雇用環境・均等室  
〒990-8567 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル3階  
TEL : 023-624-8228 FAX : 023-624-8246

### 関連助成金

**業務改善奨励金** [山形県 産業労働部 雇用対策課 \(TEL:023-630-3245\)](#)

時給あたりの事業場内最低賃金が820円以内及び事業場規模が100人以下の事業場が業務改善助成金を利用して30円以上賃金を引き上げた場合に支給

対 象 者	支 給 額		
	30円コース	60円コース	90円コース
小 規 模	20万円～66.6万円	40万円～153.3万円	60万円～300万円
中 小 企 業	15万円～50万円	30万円～115万円	45万円～225万円